

ふるさと納税等を活用した魅力発信事業に関する

サウンディング型市場調査 実施要領

2026年10月

神 戸 市

1. ヒアリングの趣旨

神戸市（以下「本市」という。）は、海外認知度や都市ブランドの向上、若者の地域定着を目的に、ふるさと納税等を財源とした魅力発信事業（以下「本事業」という。）を検討しています。

今後、本事業の参考とするため、SNS広告、観光PR動画、書籍、映画等を活用した魅力発信の手法や事業提案等について、民間事業者に対してヒアリングを実施します。

2. 概要

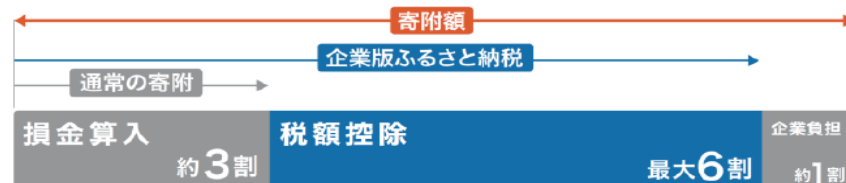
本事業を実施する事業者に対し、国の地方創生応援税制である企業版ふるさと納税（※）等を活用し、事業者提案額の範囲内において支援します。

なお、本事業における対象事業は、次の要件を全て満たすものとします。

- ① 海外認知度や都市ブランド向上を目的とした中長期的かつ海外も含めた広範囲での魅力発信を実施し、直接的効果として神戸への来訪者の増加が見込まれる事業であること。
- ② 本市において転出超過傾向にある若者の地域定着に資する事業であること。
- ③ 企業版ふるさと納税等の寄附の代償として経済的な利益を供与する事業となっていないこと。

（※）企業版ふるさと納税

国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除（最大9割）されます。



3. スケジュール

実施要領の公表	2026年10月2日（金曜）
質問の受付	2026年10月14日（水曜）午後5時まで
質問に対する回答	2026年10月21日（水曜）頃予定
ヒアリングの参加申込、 事前ヒアリングシートの提出	2026年10月22日（木曜）午後5時まで
ヒアリングの実施日時の連絡	2026年10月23日（金曜）頃予定
ヒアリングの実施	2026年10月28日（水曜）～11月2日（月曜）予定
ヒアリング実施結果概要の公表	2026年11月中予定

4. ヒアリング対象事業者・ヒアリング内容

(1) ヒアリング対象事業者

本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループで、次のいずれにも該当しないもの。なお、法人のグループの場合、代表者及び構成員全てがいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。）をいう。）及び地方税を滞納している者

(2) ヒアリング内容

- ① 本事業のスキーム、開始・実施スケジュールや企画案（広報、プロモーション、地元参画なども含む。）
- ② 本事業に関する収支予算及び財源構成
※事業者の自己負担が発生することも可能とします。
- ③ 企業版ふるさと納税等の想定額及び寄附候補業種・企業数
※本事業は、企業版ふるさと納税等が事業者自ら設定する金額（以下「寄附最低額」という。）に達した場合に実施します。
※企業版ふるさと納税等の寄附の取り扱いについては、以下の点に留意してください。
 - ・本事業が実施されなかった場合、公募に応じた寄附企業からの企業版ふるさと納税の寄附金を、本事業以外の本市の事業に充当することについて、当該寄附企業から承諾を得られること。
 - ・対象事業者の関係会社（財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社をいう。）から企業版ふるさと納税による寄附を受けることはできないこと。また、利益供与に該当する場合についても同様とすること。
- ④ その他、事業実施に向け本市と連携可能な事項（例：地元クリエイターとの連携、情報発信、市民向けイベントなど）

5. ヒアリングの手続き

(1) 質問の受付・回答

ヒアリングについて質問がある場合は、様式1「質問書」に必要事項を記入し、件名を『魅力発信事業ヒアリングに係る質問（法人名）』として、Eメールにてご提出ください。

① 質問の受付期間

2026年10月14日（水曜）午後5時まで

② 質問の送付先

Eメール：miryokuhasshin@city.kobe.lg.jp

件 名：魅力発信事業ヒアリングに係る質問（法人名）

※（ ）内には法人名を記載してください。

※必ず電話で到達の確認をすること。電話番号：078-984-0361

③ 質問に対する回答

すべての質問及び回答をまとめたものを神戸市ホームページ上に掲載します。

本調査についての補足等が掲載されることもありますので、質問の有無に関わらずご確認ください。なお、質問を行った法人名等は掲載しません。

④ 回答時期

回答の掲載は、2026年10月21日（水曜）頃を予定

⑤ その他

・様式1「質問書」以外でのご質問は受け付けません。

・本要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

(2) ヒアリングの参加申込・事前ヒアリングシートの提出

ヒアリングへの参加を希望する場合は、様式2「参加申込書」及び、様式3「事前ヒアリングシート」（又は任意の様式）に必要事項を記入し、件名を『魅力発信事業ヒアリング参加申込（法人名）』として、Eメールにてご提出ください。

① 申込受付期間

2026年10月22日（木曜）午後5時まで

② 申込先

Eメール：miryokuhasshin@city.kobe.lg.jp

件 名：魅力発信事業ヒアリング参加申込（法人名）

※（ ）内には法人名を記載してください。

※必ず電話で到達の確認をすること。電話番号：078-984-0361

③ 事前ヒアリングシートの提出

ヒアリング実施時の対話を円滑に進めるために、様式3「事前ヒアリングシート」（又は任意の様式）をご提出ください。事前ヒアリングシートには本要領4(2)記載のヒアリング内容に基づき、事業内容を記載してください。その他必要に応じて補足資料等の提出も可能としますので、事前にデータでの提出をお願いします。

④ その他

ヒアリングへの参加人数は、1 申込につき 3 名までとします。

6. ヒアリングの実施

(1) 実施日時の連絡

参加申込のあった法人又は法人のグループの担当者あてに、2026年10月23日（金曜）頃に実施日時及び場所をEメールにて連絡します。調整の結果、希望に沿えない場合もあるため、予めご了承ください。

(2) 実施日時

2026年10月28日（水曜）から11月2日（月曜） 午前10時～午後5時（予定）

※参加申込が多数の場合は、書面によるヒアリングにさせていただく可能性があります。

(3) 所要時間

1 グループにつき、30分～1 時間程度

※ヒアリング内容により、時間が超過する可能性があります。

(4) 場所

神戸市経済観光局会議室（三宮ビル東館 ※「10. 問い合わせ先」参照）又はオンラインでの実施（予定）

(5) その他

- ・ヒアリング当日は、事前提出のあった事前ヒアリングシートに基づき、事業者から本ヒアリングに関する提案をいただき、その後、意見交換を行う流れを想定しています。事前提出以外の資料がある場合は、事前にデータで送付してください。
- ・ヒアリングは、参加事業者のアイデアやノウハウの保護のために個別に行います。
- ・ヒアリングについて、後日の内容整理のため議事要旨を作成させていただきます。

7. ヒアリング実施結果概要の公表

- ・ヒアリング実施結果について、概要として取りまとめの上、2026 年 11 月中に本市ホームページ上での公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。
- ・参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては事前に参加事業者へ内容の確認を行います。なお、神戸市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合もありますので、予めご了承ください。

8. 留意事項

(1) ヒアリングへの参加及びヒアリング内容の取扱い

- ① 本ヒアリングへの参加実績は、今後市が当該事業実施に関する事業者公募等における評価対象とします。ただし、具体的な評価方法、評価項目及び配点等については、公募等の実施時に示します。

② 本市及び本ヒアリング参加者ともに、本ヒアリングでの内容（本ヒアリング時の発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、事業の実施等について、何ら約束するものではありません。

(2) 費用等

本ヒアリングへの参加に要する費用は全て参加者の負担とします。なお、本市による費用の徴収または対価の支払等はありません。

(3) 追加対話へのご協力

本ヒアリング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いします。

(4) 提出書類の取り扱い

本市は、結果の公表、事業化の検討以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。

(5) その他

提供情報の公平性の観点から、原則として様式1「質問書」以外からのお問い合わせについては、受け付けしかねます。

9. 添付資料

様式1「質問書」

様式2「参加申込書」

様式3「事前ヒアリングシート」

10. 問い合わせ先

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9F

神戸市経済観光局観光企画課 洲崎、出口

Eメール：miryokuhasshin@city.kobe.lg.jp